

○倉敷市行政措置予防接種実施要綱

平成23年1月7日

告示第11号

改正 平成23年3月31日告示第179号

平成23年11月21日告示第663号

平成24年3月30日告示第158号

平成24年7月5日告示第436号

平成25年2月15日告示第93号

平成25年4月1日告示第223号

平成25年7月31日告示第497号

平成25年9月30日告示第584号

平成26年3月31日告示第198号

平成26年9月30日告示第664号

平成27年2月12日告示第78号

平成28年3月3日告示第100号

平成29年3月3日告示第134号

平成30年3月15日告示第136号

平成31年3月19日告示第151号

令和2年3月17日告示第119号

令和2年8月6日告示第534号

令和3年3月18日告示第142号

令和4年3月29日告示第139号

令和5年3月24日告示第130号

令和6年4月25日告示第258号

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）の規定により行う予防接種（以下「定期予防接種」という。）以外の予防接種で本市が行政措置として実施するもの（以下「行政措置予防接種」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(行政措置予防接種)

第2条 行政措置予防接種は、別表に定めるもの及び国内で流行がみられる疾病の予防のため本市が接種を勧める予防接種とする。ただし、厚生労働大臣の承認を受けたワクチンを接種するものに限る。

2 本市が他の市町村等に委託して行う予防接種は、行政措置予防接種とする。

3 本市が他の市町村等から委託を受けて行う予防接種は、行政措置予防接種とはしない。

(対象者等)

第3条 行政措置予防接種は、本市に住民票のある者又は市長が特に必要と認める者を対象に、本市が認める医療機関等において、実施するものとする。

(実施方法)

第4条 行政措置予防接種は、定期接種実施要領（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知別添）に準拠し、実施するものとする。

(接種費用の負担)

第5条 行政措置予防接種を行うために要する費用は、本人又は保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）の負担とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成22年11月26日から適用する。

(風しん予防接種の特例)

2 第5条の規定にかかわらず、風しん抗体検査により抗体価が十分でないと判明した者のうち、次に掲げる者に対して行う風しん予防接種（別表の法第2条第2項に規定するA類疾病の予防接種として行う風しん予防接種を含む。）に要する費用については、令和6年度に限り、麻しん風しん混合ワクチンの接種にあつては7,000円、風しんワクチンの接種にあつては5,000円を限度に市の負担とする。ただし、風しん抗体検査から1年以内にワクチンを接種した場合に限る。

(1) 妊娠を希望している女性

(2) 妊娠を希望している女性と同居している者

(3) 風しんの抗体価が十分でない妊婦と同居している者

- 3 前項の規定は、平成25年度以後行政措置予防接種として受けた風しん予防接種に要した費用について、この要綱の規定により本市が負担した者については、適用しない。

(ロタウイルス予防接種の特例)

- 4 第2条第1項及び別表の規定にかかわらず、令和2年7月31日以前に生まれた者が受ける倉敷市行政措置予防接種実施要綱の一部を改正する要綱(令和2年倉敷市告示第534号)による改正前の別表に規定するロタウイルス予防接種については、行政措置予防接種とする。

附 則(平成23年3月31日告示第179号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月21日告示第663号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第158号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月5日告示第436号)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年2月15日告示第93号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第223号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年7月31日告示第497号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の附則第2項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成25年9月30日告示第584号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の倉敷市行政措置予防接種実施要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月31日告示第198号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日告示第664号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 12 日告示第 78 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 3 日告示第 100 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 3 日告示第 134 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 15 日告示第 136 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日告示第 151 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 17 日告示第 119 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月 6 日告示第 534 号）

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日告示第 142 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日告示第 139 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日告示第 130 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 25 日告示第 258 号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

| 予防接種の種類     | 備考                                                         |
|-------------|------------------------------------------------------------|
| インフルエンザ予防接種 | 法第 5 条第 1 項の規定に基づいて本市が行うインフルエンザ予防接種事業の対象とならない者に対して行うものに限る。 |
| おたふくかぜ予防接種  | 20 歳未満の者に対して行うものに限る。                                       |

|                             |                                                                                                         |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法第 2 条第 2 項に規定する A 類疾病の予防接種 | 20 歳未満の者に対し、定期予防接種の期間以外に行うものに限る。ただし、ポリオ予防接種にあつては、昭和 50 年 1 月 1 日から昭和 52 年 12 月 31 日までに生まれた者に対して行うものを含む。 |
| 肺炎球菌予防接種（肺炎球菌ワクチン）          | 65 歳以上の者（法第 5 条第 1 項の規定に基づいて本市が行う肺炎球菌予防接種事業の対象となる者を除く。）に対して行うものに限る。                                     |
| 風しん予防接種                     | 20 歳以上の者に対して行うものに限る。                                                                                    |
| 新型コロナウイルス予防接種               | 法第 5 条第 1 項の規定に基づいて本市が行う新型コロナウイルス予防接種事業の対象とならない者に対して行うものに限る。                                            |